

○函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例施行規則

(平成9年11月29日函館圏公立大学広域連合規則第10号)

沿革 平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第6号
平成16. 11. 25函館圏公立大学広域連合規則第10号
平成27. 12. 10函館圏公立大学広域連合規則第1号
平成28. 11. 24函館圏公立大学広域連合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例（平成9年函館圏公立大学広域連合条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の収集等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定個人情報の該当の有無
- (2) 個人情報の収集の方法および時期
- (3) 個人情報の収集等の開始年月日
- (4) 個人情報の記録の形態
- (5) 特定個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次号において同じ。）に記録される特定個人情報にあつては、経常的に同法第19条に規定する提供をする場合には、その提供先
- (6) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報にあつては、条例第21条第1項の規定により、保有特定個人情報の訂正、削除または中止について、条例第3章の規定が適用されないこととなるときは、その旨

2 条例第6条第1項前段の規定による届出は別記第1号様式の届出書により、同項後段の規定による届出は別記第2号様式の届出書により行うものとする。

3 条例第6条第1項後段の規則で定める軽微な変更は、特定個人情報以外の個人情報の収集等の内容の変更で次に掲げるものとする。

- (1) 記録の対象となる個人の範囲の縮小による変更
- (2) 記録する個人情報の項目の削除による変更
- (3) 個人情報の記録の形態の変更
- (4) その他の変更で、住民の基本的な人権を侵害するおそれがないと広域連合長が認めるもの

(収集の通知)

第3条 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 本人（特定個人情報の当該個人を除く。以下この号において同じ。）以外のものから収集した個人情報（特定個人情報を除く。以下この号において同じ。） 次に定める場合
ア 本人以外のものからの収集について、法令または条例に特別の定めがあるとき。
イ 本人以外のものからの収集について、本人の同意があるとき。

ウ 出版、報道等により既に公知の事実である個人情報を収集したとき。

エ 条例第7条第2項第5号の規定により収集したとき。

オ その他本人に通知しないことが正当と認められるとき。

(2) 特定個人情報の当該個人以外のものから収集した特定個人情報 番号法第19条各号のいずれかに該当するとき。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、別記第3号様式の通知書、口頭または告示により行うものとする。

(外部提供の手続等)

第4条 条例第8条第3項の規定により外部提供を受けようとする者は、別記第4号様式の申出書により広域連合長に申し出なければならない。ただし、広域連合長が緊急かつやむを得ないと認めるときは、口頭で申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があったときは、速やかに当該申出に応ずるか否かを決定し、別記第5号様式の通知書により申出者に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申出の場合は、口頭で通知することができる。

3 広域連合長は、外部提供をする場合には、あらかじめ次に掲げる事項のうち必要と認める事項を記載した覚書を作成するものとする。

(1) 個人情報の秘密保持の義務

(2) 申出の目的外の利用の禁止

(3) 第三者への提供の禁止

(4) 複写および複製の禁止

(5) 利用期間の終了後の返還または抹消の義務

(6) 事故についての報告義務

(7) 利用または保管に係る検査に応ずる義務

(8) 損害賠償の義務

(9) その他個人情報の保護のため必要と認められる事項

(他の手続による外部提供)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合における外部提供の手続については、当該法令等の定めるところによる。

(1) 法令に定められた手続により、外部提供の要請を受けたとき。

(2) 国または他の地方公共団体が定める手続により、外部提供の要請を受けたとき。

(目的外利用等の通知)

第6条 条例第8条第4項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 目的外利用等をするについて、法令または条例に特別の定めがあるとき。

(2) 目的外利用等をするについて、本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により既に公知の事実である保有個人情報の目的外利用等をするとき。

(4) 条例第8条第3項第4号の規定により目的外利用等をする場合において、本人に通知しないことが正当と認められるとき。

2 条例第8条第4項の規定による通知は、別記第6号様式の通知書、口頭または告示により行うものとする。

3 目的外利用等をしたときは、速やかに別記第7号様式の記録票を作成するものとする。ただし、別記第5号様式の通知書または目的外利用についての決定通知書を作成しているときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の通知)

第6条の2 条例第8条の2第3項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人の生命、身体または財産に対する危険を避けるために必要がある場合であって、保有特定個人情報の利用について、特定個人情報の当該個人の同意があるとき。

(2) 番号法第9条第4項の規定に基づく場合であって、保有特定個人情報の利用について、特定個人情報の当該個人の同意があるとき。

2 条例第8条の2第3項の規定による通知は、別記第6号様式の2の通知書、口頭または告示により行うものとする。

3 条例第8条の2第2項の規定により保有特定個人情報の利用をしたときは、速やかに別記第7号様式の2の記録票を作成するものとする。ただし、別記第6号様式の2の通知書を作成しているときは、この限りでない。

(個人情報の管理責任者)

第7条 条例第9条の個人情報の管理責任者は、収集等をする個人情報に係る業務を所管する課(課に相当する組織を含む。)の長をもって充てる。

(函館圏公立大学広域連合個人情報保護運営審議会への報告事項等)

第7条の2 条例第12条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 条例第13条の規定による請求に係る保有個人情報の名称または内容

(2) 当該保有個人情報の存否を明らかにしない理由

(請求手続)

第8条 条例第13条の規定による請求は、保有特定個人情報以外の保有個人情報に係る請求にあつては別記第8号様式の請求書により、保有特定個人情報に係る請求にあつては別記第8号様式の2の請求書により本人が行うものとする。ただし、当該請求が保有特定個人情報に係るものであるときその他特別の理由があると認められるときは、代理人が行うことができる。

2 前項の規定により請求書を提出する場合には、広域連合長が定めるところにより、運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証その他の条例第13条の規定による請求をする者が本人であることを示す書類(代理人が行う請求にあつては、本人および代理人自身であることを示す書類)として広域連合長が定める書類(第1号において「本人確認書類」という。)を提示し、または提出しなければならない。ただし、郵送等(郵便または民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に規定する信書便による送付をいう。)により請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を提出すれば足りる。

(1) 本人確認書類を複写機により複写したもの

(2) 条例第13条の規定による請求をする者の住民票の写し(代理人が行う請求にあつては、本人および代理人自身の住民票の写し)その他のその者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示す書類(代理人が行う請求にあつては、本人および代理人自身であることを示す書類)として広域連合長が定める書類であつて、同条の規定による請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 第1項ただし書の規定により請求書を代理人が提出する場合には、広域連合長が定めるところによ

り、戸籍謄本、委任状その他の代理人の資格を証する書類として広域連合長が定める書類（条例第13条の規定による請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、または提出しなければならない。

4 第1項ただし書に規定する特別の理由があるものとして同項ただし書の規定により請求書を代理人が提出する場合には、広域連合長が定めるところにより、当該特別の理由を明らかにする書類として広域連合長が定める書類を提示し、または提出しなければならない。

5 第1項の請求書を提出する場合において、その請求が条例第12条第1項の規定によるものであるときは、当該自己情報の内容が事実でないことを証する書類を添付しなければならない。

6 条例第13条第2号の請求に係る自己情報の内容は、同条の規定による請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の当該請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項を記載しなければならない。

7 条例第13条第4号の実施機関が定める事項は、請求の内容の区分とする。

（請求に対する決定の通知）

第9条 条例第14条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式の通知書により行うものとする。

(1) 請求を承諾することと決定したとき 別記第9号様式

(2) 請求の一部を承諾することと決定したとき 別記第10号様式

(3) 請求を拒否することと決定したとき（条例第12条の2第1項の規定により請求を拒否することと決定したときを除く。） 別記第11号様式

(4) 請求を拒否することと決定したとき（条例第12条の2第1項の規定により請求を拒否することと決定したときに限る。） 別記第11号様式の2

2 条例第14条第3項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書により行うものとする。

（請求による一時停止）

第10条 広域連合長は、条例第12条第3項、第5項または第6項の規定による請求があったときは、条例第14条第1項の決定をするまでの間、当該請求に係る保有個人情報の利用または提供を停止するよう努めるものとする。ただし、この停止によって実施機関の行政執行に著しい支障が生じる場合は、この限りでない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等）

第10条の2 広域連合長は、条例第14条の2第1項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与える場合は、別記第12号様式の2の意見照会書により通知するものとする。

2 条例第14条の2第2項の書面は、別記第12号様式の3の通知書によるものとする。

（開示の方法等）

第11条 条例第15条第1項の規定による保有個人情報の開示は、広域連合長が別記第9号様式または別記第10号様式の通知書により指定する日時および場所において行うものとする。

2 前項の開示を受ける者は、広域連合長が定めるところにより、別記第9号様式または別記第10号様式の通知書、運転免許証その他の本人であることを示す書類として広域連合長が定める書類（代理人が同項の開示を受ける場合にあつては、代理人自身であることを示す書類として広域連合長が定める書類その他広域連合長が必要と認める書類）を提示し、または提出しなければならない。

3 広域連合長は、保有個人情報の閲覧をする者が当該保有個人情報を汚損し、または破損するおそれがあると認められるときは、当該閲覧を中止させ、または禁止することができる。

(実施後の通知)

第12条 広域連合長は、条例第15条第4項の規定により保有個人情報について訂正、削除または中止をしたときは、本人に対しては別記第13号様式の通知書により、当該保有個人情報の利用をしている者または提供を受けている者に対しては別記第14号様式の通知書により通知するものとする。

(写しの交付部数)

第13条 保有個人情報の写しの交付部数は、開示の請求1件につき1部とする。

(費用の納入)

第14条 条例第16条ただし書の保有個人情報の写しの作成および送付に要する費用は、前納とする。

(函館圏公立大学広域連合個人情報保護審査会への諮問手続)

第15条 条例第17条の規定による函館圏公立大学広域連合個人情報保護審査会への諮問は、別記第15号様式の諮問書により行うものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第15条の2 条例第17条の2の規定による通知は、別記第16号様式の通知書により行うものとする。

(裁決に基づく開示に係る通知書)

第15条の3 条例第17条の3において準用する条例第14条の2第2項の規定による通知は、条例第17条の3第2号に該当する場合のものについては、別記第17号様式の通知書により行うものとする。

(業務を委託する場合の必要な措置)

第16条 条例第20条第2項に規定する必要な措置とは、個人情報の処理を含む業務の委託をするに当たり、次に掲げる事項を委託契約書に明記することをいう。

- (1) 個人情報の秘密保持の義務
- (2) 再委託の禁止または制限
- (3) 受託の目的外の利用の禁止
- (4) 第三者への提供の禁止
- (5) 複写および複製の禁止
- (6) 返還または抹消の義務
- (7) 事故についての報告義務
- (8) 立入検査に応ずる義務
- (9) その他個人情報の保護のため必要と認められる事項
- (10) 前各号に違反した場合の契約の解除および損害賠償の義務

(検索資料)

第17条 広域連合長は、第2条第2項の届出書その他保有個人情報の検索に必要な資料を備え、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第18条 条例第23条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示して行うものとする。

- (1) 個人情報の収集等の届出の状況
- (2) 目的外利用、外部提供等の状況
- (3) 保有個人情報に関する開示、訂正、削除および中止の請求の状況
- (4) 請求に対する決定の状況
- (5) 審査請求の状況
- (6) その他必要と認められる事項

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15. 3. 31函館圏公立大学広域連合規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 11. 25函館圏公立大学広域連合規則第10号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成27. 12. 10函館圏公立大学広域連合規則第1号)

この規則は、函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年函館圏公立大学広域連合条例第3号）の施行の日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定ならびに別記第6号様式の次に1様式を加える改正規定および別記第7号様式の次に1様式を加える改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28. 11. 24函館圏公立大学広域連合規則第3号)

この規則は、函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年函館圏公立大学広域連合条例第3号）の施行の日から施行する。